高度無線環境整備推進事業【電波利用料財源】

別紙2

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援。
- 具体的には、電波利用料財源を活用し、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を電気通信事業者等に補助する。

令和2年度予算額：52.7億円

ア　事業主体：　直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
イ　対象地域：　地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
ウ　補助対象：　伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
エ　負担割合：

（自治体が整備する場合）

【離島】

国	自治体
2／3	1／3

【その他の条件不利地域】

国（※）	自治体（※）
1／2	1／2

（※）財政力指数0．5以上の自治体は国庫補助率1／3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

国	3セク・民間
1／2	1／2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1／3	2／3
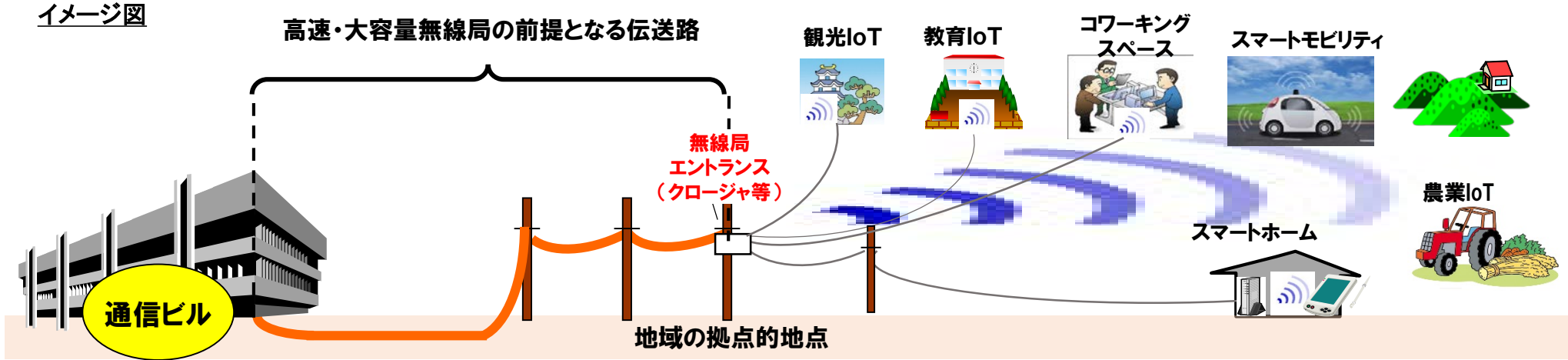
イメージ図